

物品等又は特定役務の調達に係る競争入札参加資格等の周知

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、令和7年度において地方独立行政法人山口県産業技術センターが発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年度政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和7年8月19日

地方独立行政法人山口県産業技術センター
理 事 長 小関 浩幸

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第百六十七条の四（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、山口県における業務の委託に係る競争入札参加資格の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 特定役務の種類

特定役務の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	特定役務の内容
金属製品、機械及び機器の修理サービス	中央監視システム更新業務

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき競争入札参加資格を有する者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。